

事 務 連 絡
令和 7 年 10 月 20 日

都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

} 御中

厚生労働省保険局高齢者医療課

令和 7 年度後期高齢者医療制度事業費補助金
の変更交付決定に係る事前申請について

令和 7 年度後期高齢者医療制度事業費補助金の当初交付については、令和 7 年 8 月 22 日に当初交付決定を行ったところですが、今回、変更交付決定に向けて、その事前申請書類を下記に留意いただき、令和 7 年 12 月 12 日（金）までに電子メールにて提出いただくようお願いいたします。

なお、今回の事前申請書類の内容を確認後、令和 8 年 2 月を目途に変更交付額を内示する予定です。その後、変更交付申請を行っていただくことになります。

記

1. 健康診査事業

当初交付申請の段階で国庫補助所要額の合計額が国の予算額を超過したことから、当初交付においては、当初交付事前申請に基づく国庫補助所要額を予算の範囲内に調整を行い、当該金額の 5 分の 4 について交付を行った。変更交付においては、変更交付事前申請に基づく調整後の国庫補助所要額から当初交付決定額を除いた金額を交付する。また、調整前の国庫補助所要額と調整後の国庫補助所要額の差額については特別調整交付金での交付を予定しており、申請方法等については別途通知する。

2. 特別高額医療費共同事業

令和 7 年度の特別高額医療費共同事業交付金の交付額が確定する令和 8 年 2 月を目途に補助金の内示額を提示する予定であるため、今回の事前申請は不要とする。

3. 申請書の提出方法

令和7年度後期高齢者医療制度事業費補助金交付要綱の7に定める別紙様式6に掲げる書類のうち別紙1、別紙2－1、別紙2－2、別紙3を令和7年12月12日（金）までに下記アドレス宛電子メールにて提出すること。

なお、参考となる資料等がある場合は、当該資料を添付すること。

（送付先・照会先）

厚生労働省保険局高齢者医療課

広域連合係 飯森

TEL : 03-5253-1111（内線 3190）

メール : hokenzigu@nhlw.go.jp